

第167回

証券コード：9322

定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時



場所

神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号

当社本店3階ホール

(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

株主各位

証券コード 9322
2024年6月4日

神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号

川西倉庫株式会社

代表取締役社長 **川西二郎**

第167回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第167回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権をご行使いただく場合にはお手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

2 場 所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号 **当社本店 3階ホール**

（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

- 3 目的事項 報告事項**
- 第167期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第167期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

4 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっております。以下のウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kawanishi.co.jp/04IR/meeting.htm>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「川西倉庫」または「コード」に当社証券コード「9322」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて掲載いたしますのでご了承ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様へお送りしている書面には、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項を記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

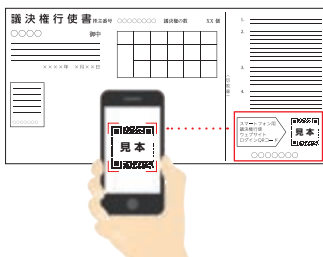
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

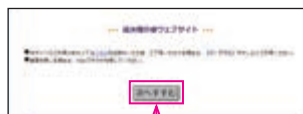
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

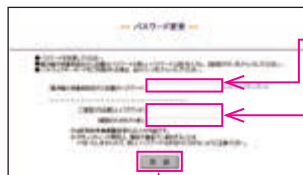


- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

これらの方針に基づき、第167期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は101,478,611円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）若松康裕、川西二郎、高杉 誠、笠原 謙、長島 聡の5氏が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	
1	わかまつ やすひろ 若松 康裕	取締役会長	再任
2	かわにし じろう 川西 二郎	代表取締役社長	再任
3	たかすぎ まこと 高杉 誠	常務取締役 管理企画部門管掌	再任
4	かさばら けん 笠原 謙	取締役 国際部門・港運部門管掌	再任
5	ながしま さとし 長島 聡	取締役 国内部門管掌	再任

候補者
番号

1



再任

わかまつ やすひろ
若松 康裕 (1954年8月6日生)

所有する当社株式の数… 16,600株
在任年数…………… 18年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	当社入社	2013年 4月	当社常務取締役営業本部 副本部長
2006年 6月	当社取締役神戸支店長	2013年 6月	当社代表取締役社長 営業本部長
2011年 4月	当社取締役	2015年 9月	当社代表取締役社長
2011年 6月	当社取締役国際部長	2021年 4月	当社取締役会長（現任）
2011年 6月	当社常務取締役営業本部 副本部長兼国際部長	2022年 2月	日本毛織株式会社社外取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社における豊富な経験と幅広い見識および営業分野、海外事業部門にも精通した能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

かわにし じろう
川西 二郎 (1972年5月4日生)

所有する当社株式の数… 223,000株
在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年 4月	安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 入社	2014年 6月	当社常務取締役社長室長
2007年 6月	大和製衡株式会社入社	2014年 7月	当社常務取締役経営企画部長
2010年 4月	当社入社総務部企画課長	2016年 5月	当社常務取締役
2011年 4月	当社営業統括室長	2016年 6月	当社常務取締役国際部門管掌
2012年 5月	当社社長室長	2017年 6月	当社常務取締役管理企画部門管掌
2012年 6月	当社取締役社長室長	2021年 4月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

他社での豊富な業務経験を通じて培われた知見および当社経営企画部門、海外事業部門での業務経験を通じた知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

たかすぎ
高杉

まこと
誠 (1964年10月23日生)

所有する当社株式の数… 1,500株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 17/17回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2016年 5月	当社経理部付 (出向)
2008年 1月	株式会社みずほ銀行 千里中央支店長	2016年 6月	当社経理部長 (出向)
2011年10月	同行東大阪支店長	2016年10月	当社入社経理部長
2013年 4月	同行三鷹支店長	2017年 4月	当社経営企画部長
		2017年 6月	当社取締役経営企画部長
		2021年 4月	当社常務取締役管理企画部門管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

金融業界に長く在籍した経験から、財務、会計に関する相当程度の知見および当社経営企画部門での豊富な経験を有しておりますので、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

4

かさ はら
笠原

けん
謙 (1965年 9月 1日生)

所有する当社株式の数… 900株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 17/17回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年 4月	当社入社	2020年 6月	当社取締役国際部門管掌兼 国際部長
2004年 7月	THAI KAWANISHI LIMITED (出向)	2021年 4月	当社取締役国際部門・港運 部門管掌 (現任)
2014年10月	当社国際部次長		
2016年 5月	当社国際部長		
2017年 4月	当社執行役員国際部長		
2019年 6月	当社取締役国際部長		

取締役候補者とした理由

海外事業部門、営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

ながしま
長島

さとし
聡 (1965年9月17日生)

所有する当社株式の数… 2,000株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 17/17回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年4月 当社入社
2013年3月 当社営業部次長
2015年4月 当社営業部長
2017年4月 当社執行役員営業部長
2019年4月 当社執行役員神戸支店長
2020年6月 当社取締役営業部門管掌
2021年4月 当社取締役国内部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 迫間 満、虎頭信宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ことう のぶひろ
虎頭 信宏 (1970年7月24日生)

所有する当社株式の数… —
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 17/17回
監査等委員会出席状況…………… 14/14回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2004年10月 弁護士登録、東町法律事務所（現・弁護士法人東町法律事務所）入所
2016年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法律・コンプライアンスに関する豊富な知識を活かし法律面からのアドバイスをいただき、また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等について審議・監督を行っていただき、今後も当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

候補者
番号

2

や すぎ か つ ひ で
八 杉 勝 英 (1961年6月16日生)

所有する当社株式の数… —
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —
監査等委員会出席状況… —



新 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月	株式会社太陽神戸銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2013年 4月	同社執行役員
2002年10月	株式会社三井住友銀行 太田支店長	2015年 4月	株式会社みなと銀行営業企 画部理事審議役
2005年 1月	同行東加古川支店長	2016年 4月	同行執行役員支店サポート部長
2007年 4月	同行大阪中央支店長	2017年 4月	株式会社みなとカード顧問
2009年 4月	同行京都北陸ブロック地域個人部長	2017年 6月	同社代表取締役専務
2012年 4月	三井住友アセットマネジメント 株式会社投信営業第二部長	2022年 6月	同社取締役専務執行役員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手金融機関に長く在籍され、財務および会計に関する見識や豊富な業務経験を有されており、取締役の職務執行の監査等を行っていただくことで、独立的な立場から当社の企業価値の持続的向上実現への貢献を期待されるため、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等について審議・監督を行っていただく予定です。

- (注) 1. 虎頭信宏氏が所属されている弁護士法人東町法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
2. 八杉勝英氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 虎頭信宏、八杉勝英の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 虎頭信宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、虎頭信宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、八杉勝英氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社の監査等委員である取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- 次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、虎頭信宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、八杉勝英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（本招集ご通知31頁ご参照）を設定しており、両氏は当該独立性基準を満たしております。

【ご参考】本株主総会終結後の各取締役のスキルマトリックス

第2号議案・第3号議案の原案どおり候補者をご選任いただいた場合の各取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	属性	企業経営・サステナビリティ	営業戦略・海外ビジネス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事労務・ダイバーシティ
若松 康裕		○	○		○	
川西 二郎		○	○	○	○	○
高杉 誠		○		○	○	○
笠原 謙			○			
長島 聡			○			
虎頭 信宏	社外独立				○	○
公江 正典	社外独立			○	○	
八杉 勝英	社外独立	○		○	○	

※ ガバナンス・リスクマネジメントにおいては、全取締役が知識・経験・能力を携え取り組んでおります。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



ふるたにかずお
古谷 一夫 (1958年1月20日生) 所有する当社株式の数…

略歴 (重要な兼職の状況)

1994年 2月	税理士登録 現在に至る
2000年 7月	古谷一夫税理士事務所開設 現在に至る
2003年 6月	当社監査役
2016年 6月	当社監査役退任

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士として、財務および会計に精通しておられることから、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役（監査等委員）として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者は当社と税務および会計に関する顧問契約を締結しております。
2. 古谷一夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、各社外取締役（監査等委員を含む。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、古谷一夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社の監査等委員である取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

第5号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である神陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、新たにネクサス監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、本議案は監査等委員会の決定に基づき付議しております。

監査等委員会がネクサス監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制および監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を整えており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

名 称	ネクサス監査法人		
所 在 地	大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号		
沿 革	1998年11月11日設立		
概 要	出資金	19,500千円	
	構成人員	代表社員	10名
		社員	1名
		公認会計士	9名
	合計	20名	
監査関与会社	金融商品取引法、会社法監査	5社	

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、ウクライナや中東情勢の悪化、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、2024年度を最終年度とする中期経営計画『Vision2024物流イノベーションへの挑戦』で掲げる、物流センターの機能拡充や運送部門強化、海外物流業務の強化による既存事業の拡大・強化、次世代型物流倉庫の建設や基幹システム再構築の検討など、成長に向けた取組と戦略的投資の調査研究に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、国内物流事業では、前期と比較して倉庫業務において入出庫高は減少したものの、保管高は前期を上回り、運送業務も堅調に推移いたしました。国際物流事業において前期に比べ海上運賃が大きく下落したほか、貨物の取扱いも減少したことにより営業収益は前期を下回りました。営業利益については、海外での倉庫業務が堅調に推移したほか、前期に発生した修繕費や不動産諸税の減少、政府補助等による動力費の減少の影響等により前期を上回り、経常利益も前期を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益については、前期に受取補償金を特別利益に計上した影響等により、前期を下回る結果となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前期比7.8%減少の24,993百万円、営業利益は前期比29.8%増加の1,159百万円、経常利益は前期比28.7%増加の1,233百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比46.6%減少の796百万円となりました。

営業収益

24,993百万円

前期比 7.8%減 

営業利益

1,159百万円

前期比 29.8%増 

経常利益

1,233百万円

前期比 28.7%増 

親会社株主に
帰属する
当期純利益

796百万円

前期比 46.6%減 

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

国内物流事業

営業収益

203億 86百万円 前期比2.4%増



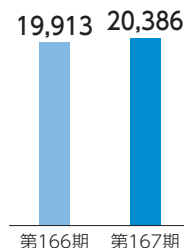
セグメント利益

16億 55百万円 前期比50.8%増



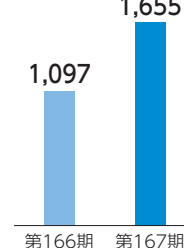
営業収益

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



倉庫業

貨物の入庫高、出庫高は前期を下回りましたが、保管残高が堅調に推移したことにより、保管高は前期を上回り、倉庫業全体では前期を上回りました。

港湾運送業

港湾運送業務は、昨年まで好調に推移していた神戸港での港湾運送取扱業務が減少したことにより前期を下回りました。

貨物運送取扱業

貨物運送取扱業務は、貨物の取扱いが好調に推移したことにより前期を上回りました。

その他関連業務

流通加工業務については選別作業等の取扱いが減少したことにより前期を下回りましたが、手続業務については前期と同程度で推移いたしました。

その結果、国内物流事業の営業収益は前期比2.4%増加の20,386百万円となり、セグメント利益は修繕費や電力費、荷役用具費等の減少もあり前期比50.8%増加の1,655百万円となりました。

国際物流事業

営業収益

42億 48百万円 前期比37.7%減



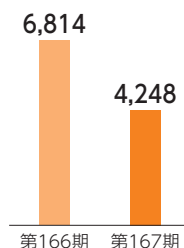
セグメント利益

3億 42百万円 前期比49.7%減



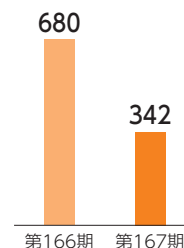
営業収益

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国際物流事業においては、海外での倉庫業務については取扱いが増加したものの、輸出入貨物の減少や、海上運賃マーケットの下落により営業収益およびセグメント利益は前期を下回りました。

その結果、営業収益は前期比37.7%減少の4,248百万円、セグメント利益は前期比49.7%減少の342百万円となりました。

■ その他

営業収益

3億 72百万円 前期比7.6%減

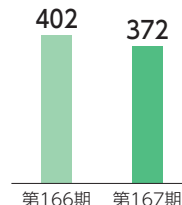


セグメント利益

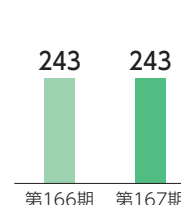
2億 43百万円 前期比0.1%増



営業収益
(単位:百万円)



セグメント利益
(単位:百万円)



不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業ならびに太陽光発電の売電事業等のその他事業は、営業収益は前期比7.6%減少の372百万円、セグメント利益は前期比0.1%増加の243百万円となりました。

セグメント別営業収益

区 分		第167期 2023年4月1日～2024年3月31日	前期比 (%)
国内物流事業	(千円)	20,386,301	102.4
国際物流事業	(千円)	4,248,960	62.3
報告セグメント計	(千円)	24,635,261	92.2
そ の 他	(千円)	372,154	92.4
合 計	(千円)	25,007,416	92.2

(注) セグメント間の内部取引消去前の数値によっております。

普通倉庫保管業務実績

区 分	期 別	当連結会計年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
入 庫	高	985,909	95.8
出 庫	高	986,533	98.8
保 管 残 高	期 末	291,256	99.8
	期 中 平 均	297,353	102.0

冷蔵倉庫保管業務実績

区 分	期 別	当連結会計年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
入 庫	高	48,034	94.6
出 庫	高	49,278	96.0
保 管 残 高	期 末	13,343	91.5
	期 中 平 均	14,730	91.5

港湾運送業取扱トン数

区 分	期 別	当連結会計年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
船 内 荷 役		773,831	73.5
船 運 送		—	—
荷 捌		1,400,413	89.6
船 積		50,889	91.1
合 計		2,225,133	83.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は572百万円で、名古屋支店金城営業所の冷却設備42百万円、京浜支店大黒営業所の冷却設備26百万円等によるものであります。

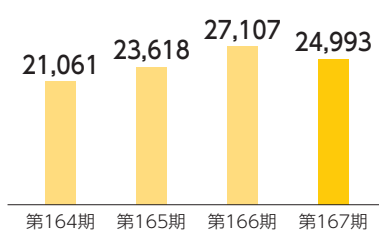
③ 資金調達の状況

上記設備投資に係る資金は、自己資金およびリースでまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

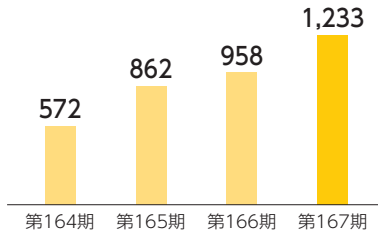
営業収益

(単位:百万円)



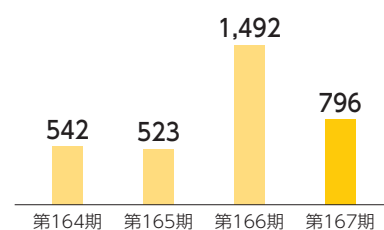
経常利益

(単位:百万円)



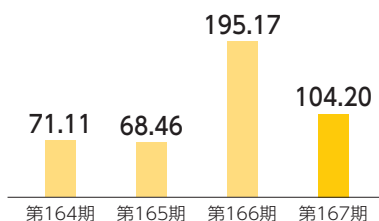
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



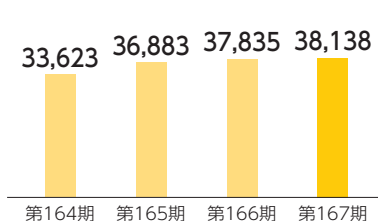
1株当たり当期純利益

(単位:円)



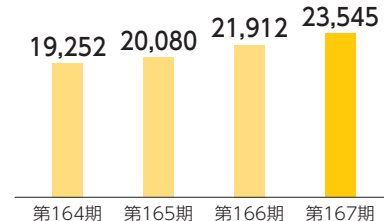
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



項目	期別			
	第164期 2020年4月1日～ 2021年3月31日	第165期 2021年4月1日～ 2022年3月31日	第166期 2022年4月1日～ 2023年3月31日	第167期 2023年4月1日～ 2024年3月31日
営業収益 (百万円)	21,061	23,618	27,107	24,993
経常利益 (百万円)	572	862	958	1,233
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	542	523	1,492	796
1株当たり当期純利益 (円)	71.11	68.46	195.17	104.20
総資産 (百万円)	33,623	36,883	37,835	38,138
純資産 (百万円)	19,252	20,080	21,912	23,545

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
川西ファインサービス株式会社	3,000万円	100.0%	倉庫荷役業、通関業
川西港運株式会社	2,900万円	100.0	港湾運送業、倉庫荷役業
株式会社メイサク	1,000万円	100.0	貨物自動車運送業
株式会社マルカ陸運	3,000万円	100.0	貨物自動車運送業
KAWANISHI LOGISTICS(S) PTE. LTD.	300万 シンガポールドル	100.0	国際運送取扱業
THAI KAWANISHI LIMITED	801万 タイバーツ	49.0	国際運送取扱業
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	61,526,580万 インドネシアルピア	53.6	倉庫業
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	87万 ユーエスドル	100.0	国際運送取扱業

(注) THAI KAWANISHI LIMITEDは、当社の議決権比率が49.0%ではありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内では労働力不足等を背景に働き方改革の推進やAI等新技術の活用が進んでおり、海外ではアジアを中心とした人口増加に伴う経済発展等により、輸出入量や消費市場のさらなる拡大が見込まれておりました。経済活動は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか緩やかな回復基調で推移しておりますが、ウクライナや中東情勢の悪化、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価上昇などの影響から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような外部環境の変化のもと、当社グループは、収益力・成長力の向上を図るため、長期ビジョン『KAWANISHI2030』および中期経営計画『Vision2024物流イノベーションへの挑戦』において、以下の基本方針・基本戦略を掲げて取り組んでおります。

1. 基本方針

- ① 取引先顧客へのサービス向上を第一とし、当社のステークホルダーへの信頼関係の構築を維持します。
- ② 健全な財務体質を意識しながら経営基盤の安定と強化を基本とし、筋肉質な体質を実現すべく、既存事業について利益率の改善を図ります。
- ③ 高度情報化社会において激しく変化し続けるビジネス環境に対応し、日進月歩の最新技術の適用検討を進めながら、地球環境にやさしい物流をテーマにSDGsやカーボンニュートラル等これからの社会で企業に要求される様々な課題に取り組みます。

2. 基本戦略

- ① 既存事業の拡大・強化
 - ◆物流センターの機能拡充／スマート倉庫・ロジスティクス構想の検討
 - ◆物流サービスの強化／Vendor Managed Inventory (VMI倉庫) の提案
 - ◆運送部門強化
 - ◆海外物流業務の強化
 - ◆輸出貨物案件の取り扱い増加
 - ◆メーカー物流の強化
 - ◆通関体制の強化
- ② 成長に向けた取組と戦略的投資の調査研究
 - ◆次世代型荷役機械装置や業務効率化ツールの検討
 - ◆次世代型物流倉庫の建設地／規模の検討および既存施設の再構築の検討
 - ◆GDP倉庫・運送の調査検討
 - ◆基幹システム再構築の検討
 - ◆地球環境にやさしい物流構築の検討 (SDGs・カーボンニュートラル実現に向けた取組み)
- ③ 社内体制の強化
 - ◆オフィスワークの改革
 - ◆RPAなどの省人化に寄与するシステムの導入による業務集約
 - ◆コンプライアンスの強化
 - ◆システム化推進による競争力強化
 - ◆営業体制の強化
 - ◆ダイバーシティへの対応
 - ◆労働力不足に対応した人財戦略の強化
 - ◆社内教育体制の充実
 - ◆財務基盤の強化

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社8社で構成されており、倉庫業を中心とした貨物の保管・荷役業務、港湾運送業務、貨物運送取扱業務、通関業務および流通加工業務等を行う国内物流事業ならびに国際複合一貫輸送業務（NVOCC）を中心とした海外輸送業務、海外との輸出入貨物取扱業務および海外での現地作業等を行う国際物流事業を主な事業として取り組んでおります。

各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 国内物流事業
 - 倉庫業 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。
 - 港湾運送業 港湾において、海上運送に接続して貨物の船積みおよび陸揚げの作業とその荷捌きを行い、その対価として港湾運送料金を収受する事業であります。
 - 貨物運送取扱業 荷主の依頼を受けて、運送事業者の行う運送を利用した貨物の運送もしくは貨物の運送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。
 - その他関連業務 輸出入貨物の通関業務、当社倉庫内での流通加工業務を行い、料金を収受する事業および物流関連施設を賃貸し、その対価として賃貸料を収受する業務であります。
- ② 国際物流事業
 - 国際運送取扱業 荷主の依頼を受けて、陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際間複合輸送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。
 - 倉庫業 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。
- ③ その他 太陽光発電による売電事業、不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業等であり
ます。

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸市
	営 業 部	東京都中央区
	国 際 部	東京都中央区
	通 関 部	神戸市
	神 戸 支 店	神戸市
	大 阪 支 店	大阪市
	名 古 屋 支 店	名古屋市
	京 浜 支 店	横浜市

川西ファインサービス株式会社	神戸市
川 西 港 運 株 式 会 社	神戸市
株 式 会 社 メ イ サ ク	名古屋市
株 式 会 社 マ ル カ 陸 運	横浜市
KAWANISHI LOGISTICS (S) PTE.LTD.	シンガポール
THAI KAWANISHI LIMITED	タイ
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	インドネシア
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	アメリカ

国内

川西倉庫が誇る、国内物流サービス・ネットワーク

1918年設立以来、物流業の老舗として国内主要貿易港を中心に普通倉庫・冷蔵倉庫を展開し、港湾運送から保管、通関、流通加工、輸配送まで一貫した物流サービス体制を実現しています。



海外

充実した海外物流サービス・ネットワーク

生産地から消費地までの物流一元化をテーマに、海外現地法人、駐在員事務所を軸に現地代理店との緊密な連携により迅速で、安全かつあらゆる形態の国際物流に対応できるサービス体制を実現しています。



(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
617 (36) 名	△14 (－) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外書で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
404名	△6名	37.8歳	14.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、他社からの出向者を含み、他社への出向者を除外しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,732百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,543
横浜市	1,713
株式会社三井住友銀行	1,502
神戸市	423
株式会社三菱UFJ銀行	25

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,258,322株
- ③ 株主数 9,752名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大和製衡株式会社	1,293	16.57
川西多美	564	7.22
川西央也	488	6.25
日本毛織株式会社	380	4.86
川西康夫	324	4.15
川西二郎	223	2.85
多島晶子	216	2.76
大嶽敬子	206	2.63
株式会社川西勝三商会	201	2.57
株式会社みずほ銀行	200	2.56

- (注) 1.当社は自己株式452,275株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式(452,275株)を控除して計算しております。
3.当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が当社株式159,400株を有しております。
同社が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	若 松 康 裕	[重要な兼職の状況] 日本毛織株式会社社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	川 西 二 郎	
常 務 取 締 役	高 杉 誠	管理企画部門管掌
取 締 役	笠 原 謙	国際部門・港運部門管掌
取 締 役	長 島 聡	国内部門管掌
取 締 役 (監査等委員・常勤)	迫 間 満	
取 締 役 (監査等委員)	虎 頭 信 宏	[重要な兼職の状況] 弁護士法人東町法律事務所弁護士
取 締 役 (監査等委員)	公 江 正 典	[重要な兼職の状況] 協立神明監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)迫間 満、虎頭信宏、公江正典の3氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、迫間 満氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)公江正典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外取締役(監査等委員を含む。)は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
6. 取締役(監査等委員)迫間 満、虎頭信宏、公江正典の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 当社の「社外取締役の独立性に関する基準」については、31頁をご参照ください。

7. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動
該当事項はありません。

【ご参考】執行役員の状況（2024年4月1日現在）

氏 名	役 職
福 井 利 明	上席執行役員 国内部門東日本担当
横 山 正 典	上席執行役員 国内部門西日本担当
細 川 晃 伸	執行役員 人事部長
福 田 浩 一	執行役員 情報システム部長
谷 口 雄 志 郎	執行役員 京浜支店長
飛 永 英 利	執行役員 経営企画部長
中 村 浩 幸	執行役員 営業部長
片 岡 利 英	執行役員 国際部長

② 取締役を支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職 慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	142,620	122,904	19,716	—	19,716	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21,600 (21,600)	21,600 (21,600)	— —	— —	— —	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	164,220 (21,600)	144,504 (21,600)	19,716 —	— —	19,716 —	9 (4)

- (注) 1. 上表には、2023年6月28日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役 (監査等委員) 1名を含んでおり、同株主総会終結をもって退任した社外取締役1名は無報酬のため、除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員を除く。) の支給額には、業績連動型株式報酬 (BBT (=Board Benefit Trust)) として当事業年度における取締役 (監査等委員を除く。) 5名分、19,716千円を含めております。
4. 2008年6月27日開催の第151回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- 取締役 (監査等委員を除く。) 1名 3,080千円

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等 (非金銭報酬等) の内容は業績連動型株式報酬 (BBT (=Board Benefit Trust)) であり、これに係る業績指標は当社の経営方針である経営基盤の安定と強化、利益率の改善に即したものと、連結営業利益を用いております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益960百万円で、実績は1,159百万円となっております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員を除く。) の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております (使用人兼務役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、5名であります。取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名 (全員社外取締役) であります。

③ 取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月14日取締役会にて取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下同じ) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、決定方針等の客観的・透明性を図るため、独立社外取締役が過半数を占める報酬会議における審議を経て、取締役会決議に基づき決定します。当該手続きを経ていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としております。

2. 固定報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて、経営状況、世間水準、従業員給与と最高額とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定した報酬総額の60%に相当する額とします。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、上記と同様に決定した報酬総額の40%に相当し、その内訳は30%に相当する業績連動金銭報酬と10%に相当する業績連動による株式給付にて構成し、方針に基づいて算出されるポイント数に換算して付与します。業績連動による金銭報酬および株式給付は、期初に公表する連結営業利益額の達成率に比して連動します。それぞれの算出方法は、業績連動金銭報酬は、ポイント数に係数と前事業年度におけるVWAP（売買高加重平均価格）の年間平均を乗じて換算し翌事業年度における月額報酬とします。

業績連動による株式給付は、算出されたポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）として付与し、退任時に当社が定める規定の条件を満たした場合に給付を受ける権利を取得します。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）虎頭信宏氏は、弁護士法人東町法律事務所の弁護士であります。当社は弁護士法人東町法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員）公江正典氏は、協立神明監査法人の代表社員であります。当社は協立神明監査法人との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	迫 間 満	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業経営の豊富な経験および見識を活かし、常勤監査等委員として議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、内部監査部門との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化に寄与しており、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	虎 頭 信 宏	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に法律・コンプライアンスに関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	公 江 正 典	2023年6月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また、監査等委員会10回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計に関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役（監査等委員）迫間 満、虎頭信宏、公江正典の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

二. 社外取締役の独立性に関する基準

当社は下記内容の「社外取締役の独立性に関する基準」を設けています。

記

当社における社外取締役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると認定する。
また、当該認定をした場合に独立役員として指定することが出来るものとする。

1. 過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、当社グループ（注1）の主要な取引先（注2）またはその業務執行者（注3）である者
2. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
3. 直近事業年度において当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者である者
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者またはその出身者である者（過去5年間に限るものとする）
5. 当社グループの取締役および監査役と親族関係（2親等以内）の者
6. 社外取締役就任時点において当社グループとの間で、社外役員を相互に派遣して就任している場合
7. 当社グループから過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり1,000万円以上の金銭その他の財産の寄付を受けている団体の業務を執行する役員の場合

（注1）当社グループとは当社および当社の連結子会社をいう。

（注2）主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

（注3）業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および使用人等の業務を執行する者をいう。

以上

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 神陽監査法人
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人が監査を担当しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査等委員会が議案の内容を決定したうえで、または、監査等委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的にすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	10,148,031
現金及び預金	5,609,158
受取手形、営業未収入金及び契約資産	3,901,738
前払費用	140,872
その他	497,411
貸倒引当金	△1,149
固定資産	27,990,254
有形固定資産	22,056,019
建物及び構築物	12,853,020
機械装置及び運搬具	1,638,799
工具、器具及び備品	201,663
土地	6,372,879
リース資産	989,656
無形固定資産	2,567,269
港湾等施設利用権	1,897,534
ソフトウェア	60,727
その他	609,007
投資その他の資産	3,366,965
投資有価証券	1,625,440
長期貸付金	580
繰延税金資産	175,212
退職給付に係る資産	244,545
差入保証金	799,066
長期前払費用	42,466
その他	487,908
貸倒引当金	△8,254
資産合計	38,138,286

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,728,817
支払手形及び営業未払金	1,833,298
短期借入金	818,108
未払費用	99,641
未払法人税等	56,662
賞与引当金	315,388
リース債務	123,847
その他	481,871
固定負債	10,864,279
長期借入金	8,122,394
繰延税金負債	261,310
退職給付に係る負債	1,253,227
役員株式給付引当金	122,793
リース債務	417,490
資産除去債務	454,572
その他	232,491
負債合計	14,593,097
(純資産の部)	
株主資本	19,294,465
資本金	2,108,000
資本剰余金	1,907,539
利益剰余金	15,840,935
自己株式	△562,009
その他の包括利益累計額	1,325,471
その他有価証券評価差額金	665,784
繰延ヘッジ損益	52,267
為替換算調整勘定	514,527
退職給付に係る調整累計額	92,890
非支配株主持分	2,925,251
純資産合計	23,545,188
負債純資産合計	38,138,286

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営業	業 業		24,993,535
営 営	業 業		21,193,720
販 販	費 費		3,799,814
営 営	業 業		2,640,107
営 営	業 業		1,159,707
受 受	取 取	40,796	息
受 受	取 取	43,616	金
不 不	動 動	21,725	料
そ 所	の 費	19,681	他
営 営	業 業		125,819
支 支	払 払	48,053	息
為 為	替 替	4,150	損
経 経	常 常		益
特 特	利 利		1,233,322
特 特	損 損		
固 固	資 資	5,836	益
投 投	有 有	486	益
ご ご	フ 有	2,270	益
補 補	助 助	3,554	入
特 特	別 別		12,147
固 固	資 資	72,349	損
投 投	有 有	3,986	損
ご ご	フ 有	1,154	損
減 減	損 損	40,735	失
災 災	に 境	7,640	費
環 環	境 境	3,520	金
和 和	員 員	11,000	用
役 役	業 業	1,160	等
営 営	退 退	1,327	税
外 外	所 所	898	額
税 税	調 調		143,772
法 法	、 税		1,101,697
法 法	人 人	362,209	業
当 当	人 人	△ 123,626	税
非 非	期 期		238,582
支 支	純 純		863,114
配 配	に に		66,340
株 株	帰 帰		796,773
主 主	属 属		
に に	す る		
帰 帰	す る		
属 属	当 期		
す る	純 利		
当 期	益		
純 純	益		
利 利			
益 益			

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,108,000	1,907,539	15,176,864	△ 561,908	18,630,496
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 132,703		△ 132,703
親会社株主に帰属する当期純利益			796,773		796,773
自 己 株 式 の 取 得				△ 101	△ 101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	664,070	△ 101	663,969
当 期 末 残 高	2,108,000	1,907,539	15,840,935	△ 562,009	19,294,465

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	346,415	31,841	236,449	31,969	646,676	2,635,542	21,912,715
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 132,703
親会社株主に帰属する当期純利益							796,773
自 己 株 式 の 取 得							△ 101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	319,369	20,426	278,077	60,921	678,795	289,709	968,504
当 期 変 動 額 合 計	319,369	20,426	278,077	60,921	678,795	289,709	1,632,473
当 期 末 残 高	665,784	52,267	514,527	92,890	1,325,471	2,925,251	23,545,188

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	6,734,129
現金及び預金	2,689,914
受取手形	114,100
営業未収入金	3,365,398
契約資産	87,253
前払費用	109,171
その他の	369,438
貸倒引当金	△1,149
固 定 資 産	26,547,565
有形固定資産	17,942,441
建物	9,473,246
構築物	244,424
機械及び装置	1,387,793
車両運搬具	105,483
工具、器具及び備品	90,423
土地	5,702,331
リース資産	938,738
無形固定資産	2,552,067
借地権	475,052
港湾等施設利用権	1,897,534
ソフトウェア	46,648
その他の	132,831
投資その他の資産	6,053,057
投資有価証券	1,607,769
関係会社株	3,325,778
出資	5,400
長期貸付金	580
前払年金費用	73,286
長期前払費用	41,842
差入保証金	777,617
その他の	227,882
貸倒引当金	△7,100
資 産 合 計	33,281,694

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	3,539,658
営業未払金	1,887,626
1年内返済予定の長期借入金	818,108
未払金	299,582
未払費用	53,159
前払法人税等	19,855
預り金	37,366
賞与引当金	68,748
繰上り引当金	243,891
繰上り入金	111,318
固定負債	10,310,445
長期借入金	8,122,394
繰延税金負債	220,391
退職給付引当金	779,872
役員株式給付引当金	122,793
リース負債	377,931
資産除去債務	454,572
その他の	232,491
負 債 合 計	13,850,104
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	18,713,537
資 本 金	2,108,000
資本剰余金	1,877,375
資本準備金	1,862,230
その他の資本剰余金	15,144
利益剰余金	15,290,171
利益準備金	304,976
その他の利益剰余金	14,985,194
配当引当金	1,000,000
固定資産圧縮積立金	949,205
別途積立金	8,400,000
繰越利益剰余金	4,635,989
自 己 株 式	△562,009
評価・換算差額等	718,052
その他有価証券評価差額金	665,784
繰上り損益	52,267
純 資 産 合 計	19,431,590
負 債 純 資 産 合 計	33,281,694

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営業	収入		23,072,043
営業	原価		20,033,834
営業	利益		3,038,208
販売費及び一般管理費	総管理費		2,204,848
営業	外収		833,359
受取	配当	101	
受取	配当	252,867	
受取	配当	19,414	
受取	配当	15,297	287,680
営業	外費		
支経	払常	47,632	47,632
特	別利		1,073,407
特	別損		
固定	資産	2,904	
補	助	2,270	
補	助	3,554	8,729
固定	資産	72,147	
減	価	3,986	
営	業	40,735	
災	害	1,327	
和	環	7,640	
環	境	11,000	
環	境	3,520	140,356
税引	当期		941,780
法人	税	269,797	
法	人	△ 8,318	261,478
当	期		680,302

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	1,015,016	8,400,000	4,022,579	14,742,572
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△65,811		65,811	—
剰余金の配当									△132,703	△132,703
当期純利益									680,302	680,302
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△65,811	—	613,410	547,598
当期末残高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	949,205	8,400,000	4,635,989	15,290,171

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△561,908	18,166,040	346,254	31,841	378,095	18,544,135
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△132,703				△132,703
当期純利益		680,302				680,302
自己株式の取得	△101	△101				△101
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			319,530	20,426	339,957	339,957
当期変動額合計	△101	547,497	319,530	20,426	339,957	887,454
当期末残高	△562,009	18,713,537	665,784	52,267	718,052	19,431,590

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

神陽監査法人

兵庫県神戸市
代表社員 公認会計士 姥 淵 照 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 松 井 大 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川西倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

神陽監査法人

兵庫県神戸市

代表社員 公認会計士 姥 淵 照 夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松 井 大 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第167期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及びその結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、管理部門および監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

川西倉庫株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 迫間 満 ㊟

監査等委員 虎頭 信宏 ㊟

監査等委員 公江 正典 ㊟

(注) 監査等委員 迫間 満、虎頭信宏、公江正典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

株主総会会場のご案内

場所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号



川西倉庫株式会社 本店3階ホール

交通



J R 神戸駅

徒歩約12分

神戸高速鉄道 新開地駅

徒歩約12分

神戸市営地下鉄海岸線 ハーバーランド駅

徒歩約11分

神戸市営地下鉄海岸線 中央市場前駅

徒歩約7分



本店玄関口

